

海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、海老名市内で新たに農業を開始した者（以下「新規就農者」という。）を支援することを目的に、新規就農者支援事業を実施する団体が行う助成に対し、補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 就農 自らの名義で農地の所有権又は利用権を有し、新たに農業を開始すること。
- （2） 新規就農者 海老名市内で就農した者で、就農時の年齢が50歳未満であること。また、栽培した農作物等を自らの名義で出荷及び取引し、売上等の収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理している者。
- （3） 親元就農 三親等以内の親族に農業を営んでいる者がおり、その親族と同世帯又は同世帯とみなされる状態で就農すること。

（補助対象団体）

第3条 補助対象団体は、一般社団法人海老名市農業支援センター（以下「農業支援センター」という。）とする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象となる事業は、農業支援センターが新規就農者（海老名市内を主たる耕作地として就農してから1年以内であり、親元就農ではない者。）の支援を目的として助成金を交付する事業（海老名市農業支援センター運営等補助金交付要綱に規定する担い手確保に関する事業を除く。）とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、次の各号に掲げるとおりと

する。

(1) 機械購入等助成事業

ア 対象経費

新規就農者が就農に要する次の経費

(ア) 農業用機械又は栽培に要する資材等の購入経費

(イ) 園芸施設の整備経費

イ 金額

対象経費の2分の1以内で、1人当たり上限20万円（夫婦で就農する場合は1世帯あたり上限20万円。）

(2) 家賃助成事業

ア 対象経費

市内に居住する新規就農者が自身の名義で支払う家賃（管理費除く。）

イ 金額

家賃月額額の2分の1相当額（上限3万円。）で、1人当たり12ヶ月分まで

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 農業支援センターを代表する者（以下「団体代表者」という。）は、補助対象事業の着手前に、海老名市新規就農者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、海老名市新規就農者支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた団体代表者は、海老名市新規就農者支援補助金交付請求書（第3号様式）により、当該補助金の交付を市長に請求することができる。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 団体代表者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、海老名市新規就農者支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請書の提出があったときは、当該承認申請に係る書類を審査し、補助事業の内容を変更、中止又は廃止することが妥当と認めたときは、海老名市新規就農者支援補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により団体代表者に通知するものとする。

（状況調査等）

第10条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、団体代表者に対して報告を求め、又は市職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第11条 団体代表者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、海老名市新規就農者支援補助金実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、

交付すべき補助金の額を確定し、海老名市新規就農者支援補助金確定通知書（第7号様式）により団体代表者に通知するものとする。

（補助金の額の精算）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた団体代表者は、その確定した額と第7条の規定により交付決定した補助金の額との間に差額があるときは、その差額を市長に返還しなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、団体代表者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、書面により団体代表者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

（書類の整備等）

第16条 団体代表者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

《令和4年4月1日・制定》

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

海老名市新規就農者支援事業補助金交付申請書

年度海老名市新規就農者支援事業補助金の交付を受けたいので、海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 事業の着手及び完了予定日

着 手 年 月 日
完了予定日 年 月 日

4 添付書類

☐ 事業計画書（補助事業の計画及び効果がわかる書類）

☐ 収支予算書（補助事業に係る収入支出の計画がわかる書類）

☐ その他（ ）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市新規就農者支援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度海老名市新規就農者支援事業補助金の交付については、次のとおり交付・不交付することに決定したので、海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 事業を中止、廃止又は事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - エ 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者氏名 印

海老名市新規就農者支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けました海老名市新規就農者支援事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 金 円

3 振込先 金融機関名 銀行・信用金庫 本店
農協・() 支店
種類 普通・当座 口座番号
口座名義人(カタカナ)

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

海老名市新規就農者支援事業補助金（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けました海老名市新規就農者支援事業補助金に係る事業について、下記理由により事業を（変更・中止・廃止）したいので、海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更・中止・廃止後の交付申請額 円

3 変更・中止・廃止の理由

4 変更の内容

年 月 日

様

海老名市長

海老名市新規就農者支援事業補助金変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市新規就農者支援事業補助金に係る事業の（変更・中止・廃止）については、下記のとおり承認することとしたので、海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更交付決定額 円

3 交付条件

- （1） 事業を中止、廃止又は事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- （2） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （3） 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - エ 法令又はこの要綱に違反したとき。
- （4） その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

海 老 名 市 長 殿

住 所

団体名

代表者氏名

海老名市新規就農者支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けました事業が完了しましたので、海老名市新規就農者支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

2 事業の成果

3 添付書類

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市新規就農者支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました海老名市新規就農者
支援事業補助金については、次のとおり交付すべき額が確定したので、海老
名市新規就農者支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	差引額	円